愛知県在宅医療推進協議会設置要綱

（目的）

第１条　県内の在宅医療の現状を把握・分析し、保健・医療・福祉・行政など関係機関が相互に連携した在宅医療を円滑に提供する体制を構築することを目的として、愛知県在宅医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1)　在宅医療の確保に関する事項

(2)　その他在宅医療の推進に必要な事項

（組織）

第３条　協議会の委員は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1)　保健医療福祉関係者

(2)　学識経験者

(3)　関係行政機関の職員

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長）

第４条　協議会に会長を置き、委員の中から互選する。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

４　会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

（会議）

第５条　協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（専門部会）

第６条　協議会は、第２条に定める事項を専門的に検討する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

２　専門部会の運営に関しては、別に定める。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、保健医療局健康医務部医務課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年１２月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。